

伊勢高等学校いじめ防止基本方針



策定・見直し

いじめ防止委員会

【構成員】校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育相談担当、人権教育担当

※その他必要に応じて、養護教諭、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等を加えるものとする。

- 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信
- いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価
- 校内研修会の企画・実施
- 教育相談、いじめアンケート、教員や生徒等による情報の整理・分析・記録
- いじめの疑いがある案件への調査・事実確認・認知
- いじめ解消にむけた対応
- 配慮が必要な生徒への支援方針



年間計画等



情報等の報告



連携促進

未然防止

- 学習指導の充実
  - ・授業規律の徹底
  - ・「わかる」授業づくり
  - ・授業公開の実施
- 特別活動の充実
  - ・ホームルーム活動の充実
  - ・体験活動の充実
- 生徒会活動の充実
  - ・いじめ防止のための挨拶運動実施
  - ・生徒会役員によるいじめ防止啓発活動
- 人権教育の充実
  - ・人権LHRの充実
- 情報教育の充実
  - ・情報モラル指導の充実
  - ・外部講師による講演の実施
- 校内研修の実施

早期発見

- 情報の収集
  - ・教員、養護教諭の観察
  - ・生徒、保護者、地域からの情報
  - ・学期に1回以上のアンケート調査実施
  - ・学期に1回以上の面談を実施
- 教育相談体制の充実
  - ・教育相談の定期実施
  - ・スクールカウンセラーの活用
  - ・いじめ相談機関の周知
- 情報の共有
  - ・情報交換会の定期実施
  - ・管理職への報告
  - ・職員会議等での情報共有
  - ・学級担任等の教員間での申し送り

保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針の周知
- ・PTA活動の充実
- ・学年、学校だよりの発行
- ・保護者会の定期開催
- ・地域の会議、行事への参加
- ・インターンシップの実施
- ・学校関係者評価委員の委嘱
- ・学校行事への招待

教育委員会との連携

- ・いじめ事案の報告
- ・人的支援の要請

関係機関との連携

- ・学校警察連絡協議会の参加
- ・児童相談所との連携
- ・市町福祉部局との連携